

# 約款・規定集（個人のお客様用）新旧対照表

平成 26 年 12 月 30 日

平成 27 年 1 月 1 日より、約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定後（旧）
非課税上場株式等管理に関する約款	

<p>第 2 条（非課税管理勘定の設定）</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、第 3 条第 1 項の「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税適用確認書</u>」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、<u>所轄税務署長からお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合は、同日）</u>において設けられます。</p>	<p>第 2 条（非課税管理勘定の設定）</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、第 3 条第 1 項の「<u>非課税適用確認書</u>」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税適用確認書</u>」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられます。</p>
<p>第 3 条（非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 20 項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」および住民票の写し等並びに「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を、非課税の適用を受けようとする最初の年ごとに当社が定める期間に提出していただきます。ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年又は非課税管理勘定を再設定し</p>	<p>第 3 条（非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号及び第 6 項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」および住民票の写し等租税特別措置法その他の法令で定める書類を、非課税の適用を受けようとする最初の年ごとに当社が定める期間に提出していただきます。なお、当社では別途税務署より受け入れた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p>

ようとする年の前年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は 9 月 30 日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。

3 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。

4 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

6 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 5 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①	1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合	非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
②	10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合	非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

7 お客様が非課税管理勘定を廃止しようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 14 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される

3 第 1 項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、同一の非課税期間において非課税の適用を受けようとする場合には、重ねての提出は不要です。また、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。

4 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

(新設)

(新設)

より前に、非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

8 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

(新設)

第 13 条 (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

①	お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合	当該提出日
②	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合	出国日
③	お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)
④	お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みません。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合	当該非課税口座開設者が死亡した日

第 13 条 (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

①	お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合	当該提出日の翌日
②	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 3 項に定める「出国届出書」の提出があった場合	出国の日
③	お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 4 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日の翌日 (出国日)
④	お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みません。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合	当該非課税口座開設者が死亡した日
⑤	当社の証券取引約款	当該証券総合口座

⑤	当社の証券取引約款の規定に基づきお客様の証券総合口座が廃止となった場合	当該証券総合口座の廃止日
⑥	お客様がこの約款の変更不同意の場合	当社が定める日

2 前項第 4 号に定める相続・遺贈の場合、

非課税口座開設者の相続人・受贈者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにはご注意ください。

平成 27 年 1 月 1 日改定

	の規定に基づきお客様の証券総合口座が廃止となった場合	の廃止日
⑥	お客様がこの約款の変更不同意の場合	当社が定める日

(新設)

平成 25 年 10 月 1 日改定